

上越市における地域生活支援拠点等 整備の現状について

平成30年12月21日
新潟県上越市

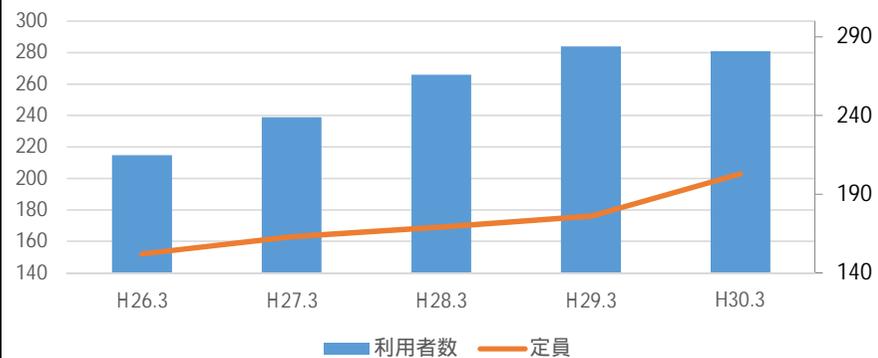
上越市の概要

- 人口 194,132人（平成30年4月1日現在）
- 障害者の状況（平成30年4月1日現在）
 - ・身体障害者手帳所持者 7,425人
 - ・療育手帳所持者 1,679人
 - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 1,824人
 - ・地域の高齢化が進んでおり、高齢の障害者が増えている。特に身体障害が多い
- 上越市の位置

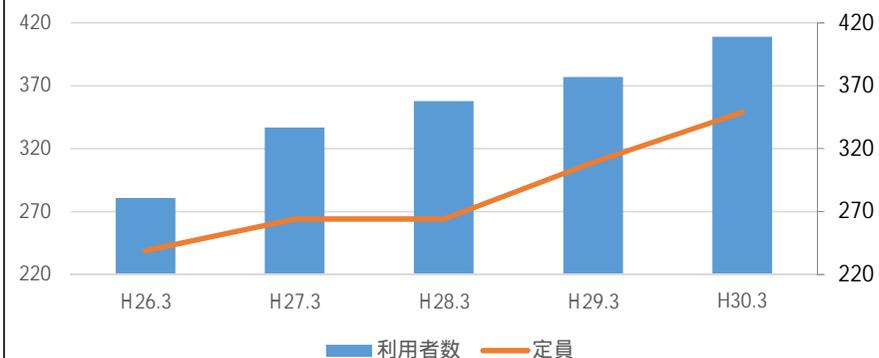


障害福祉サービスの現状

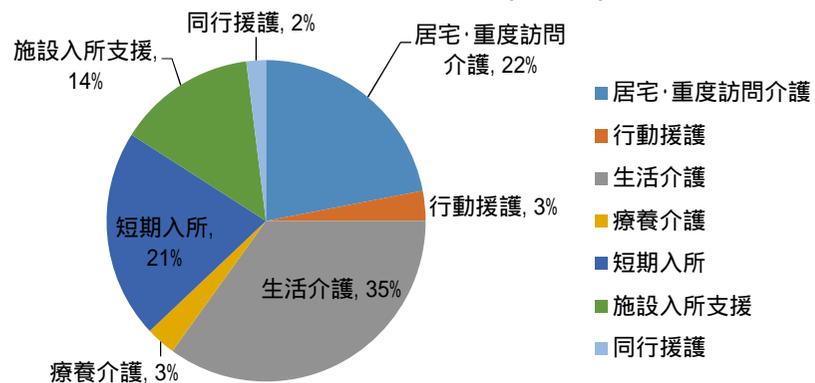
生活介護(通所)



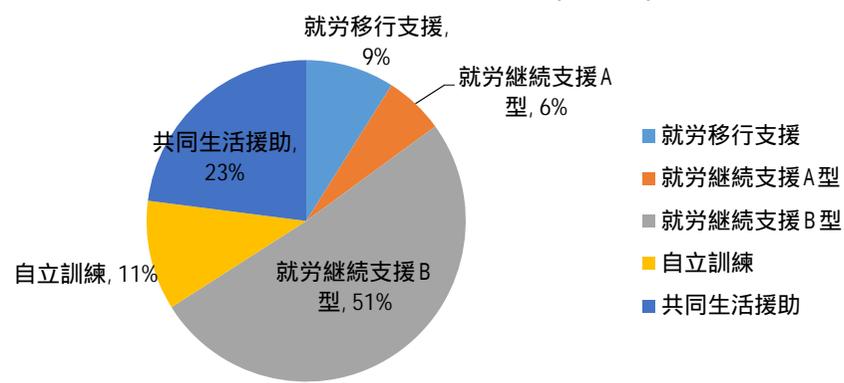
就労継続支援B型



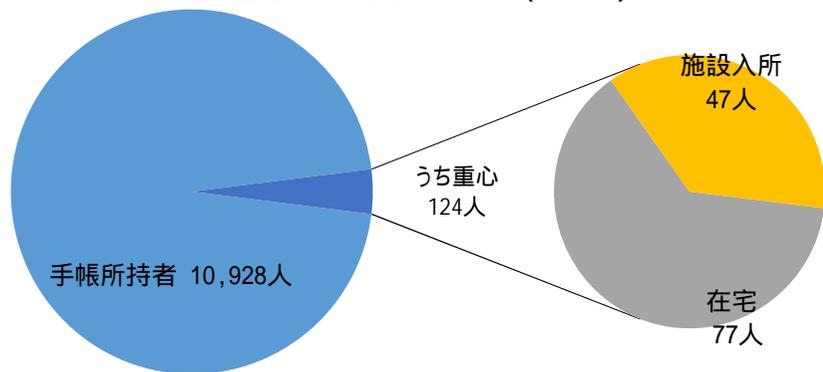
介護給付受給者数内訳(H30.4)



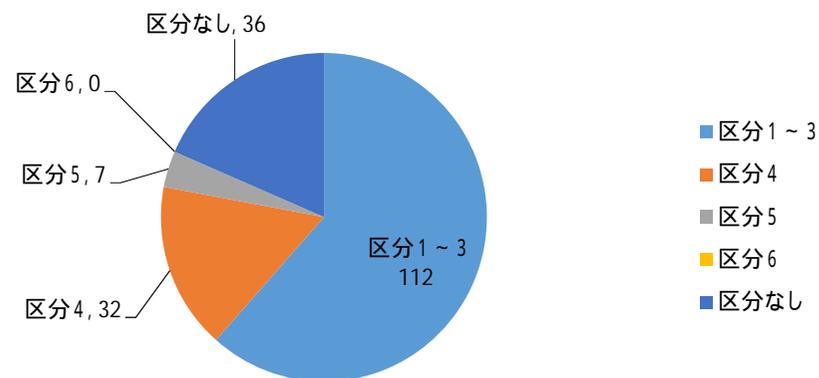
訓練等給付受給者数内訳(H30.4)



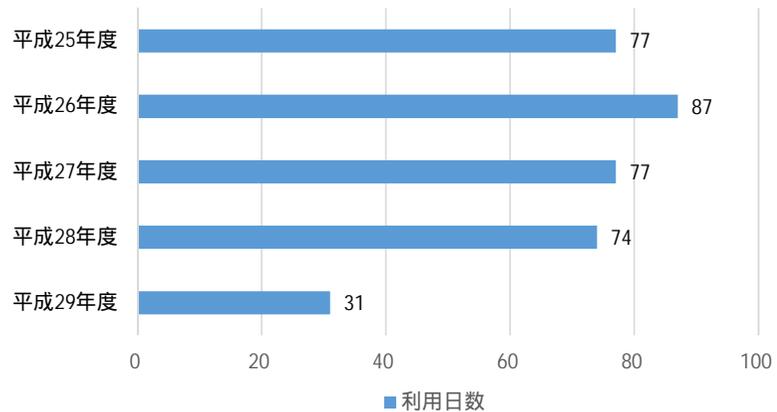
重症心身障害者の状況 (H30.4)



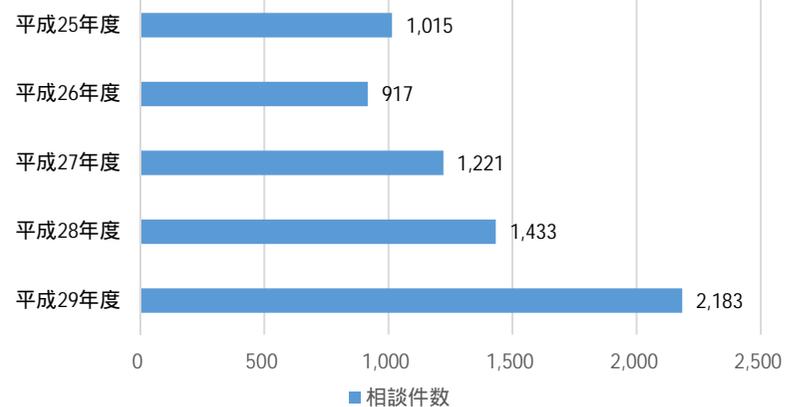
グループホーム入居者内訳 (H30.4)



緊急短期入所用居室確保事業



あんしん生活支援事業相談件数



地域における現状と課題

地域における現状

【緊急対応】

- ・24時間体制で緊急相談や緊急受入対応ができる事業所が少ない。

【地域生活支援】

- ・入所施設の新設・増設がなく、入所待機者が多い。
- ・身体障害や重度障害、医療的ケア等を必要とする人に対応できるグループホームが少ない。

【重度化への対応】

- ・重度障害や医療的ケア等を必要とする人の受け入れができる事業所が限られている。

地域における現状と課題

地域における課題

【緊急対応】

・介護者が緊急的な事情により介護できなくなった場合の受入体制を確保する必要がある。

【地域生活支援】

・国では、地域生活への移行を促進していることから、将来的な住まいとしてグループホームへの需要は高く、引き続き整備を推進する必要がある。
・特に、身体障害者や特別な対応(重度障害や医療的ケア等)を必要とする人の受け入れができるグループホームの整備を進めていく必要がある。

【重度化への対応】

・特別な対応が必要となる人の受け入れができる事業所や専門的な対応ができる人材を確保していく必要がある。

上越市の地域生活支援拠点等整備の 取組状況について

【地域生活支援拠点整備推進モデル事業】

【上越市自立支援協議会】... 障害の有無に関わらず、全ての市民が安心して暮らすことのできる自立と共生のまちづくりに資する。

【協議会】

構成：相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健及び医療関係者、就労及び雇用関係者、教育関係者、障害者または障害者団体関係者、学識経験者、市の職員、その他市長が必要と認める人(市長が委嘱または任命)

役割：
 ・関係機関等の相互の連携を図る。
 ・地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報共有する。
 ・地域の実情に応じた支援体制の整備についての協議を行う。

所掌事項：
 ・地域における障害者及びその家族(以下「障害者等」という。)の現状及びニーズの把握に関すること。
 ・障害者等に係る相談支援(以下「相談支援」という。)における困難事例の共有及び対応策の検討に関すること。
 ・障害者等に係る地域課題の抽出及び対応策の検討に関すること。
 ・相談支援を行う事業者の中立性及び公平性の確保に関すること。
 ・上越市障害者福祉計画の評価及び見直しに関すること。
 ・その他市長が必要と認めること。

自立支援協議会のエンジン

以下に関する協議を行う
 ・全体会議に付議すべき事項
 ・地域課題や検討テーマ
 ・部会の進捗状況等の把握
 ・協議会全体に関すること

【全体会議】

頻度：適宜(概ね年2～3回)

役割：運営調整会議から報告を受けた事項の協議及び調整

【専門部会】

頻度：適宜(現状では毎月)

構成：関係する委員
 必要な関係者

役割：障害者等に係る地域課題の抽出と対応策の検討
所掌事項：各部会ごとに設定されたテーマ(設定した検討が終われば終了)

テーマ決定(設置)
 検討結果の報告

【運営調整会議】

頻度：適宜(現状では毎月)

構成：会長、副会長、専門部会長及び会長が必要と認める委員
 必要な関係者

役割：
 ・協議会の円滑な運営を図る
 ・専門部会及びケアマネジメント連絡会で協議した事項等の協議及びその結果の報告

取組課題の報告
 取組結果の報告
 取組課題の承認
 取組結果の確認

【ケアマネジメント連絡会】

頻度：適宜(現状では毎月)

構成：相談支援事業者、市(専門職) 必要な関係者

役割：障害者等に係る地域課題の抽出と対応策の検討
所掌事項：障害者等の現状、相談支援における困難事例等

設置

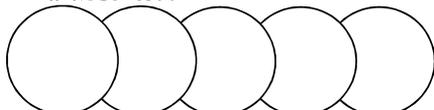
情報発信、関係機関等への提案・助言等

課題

課題

個別対応

< 個別支援 >



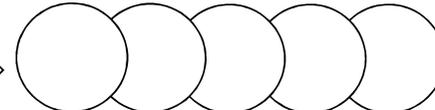
障害福祉サービスの現場等

地域・市民

参加

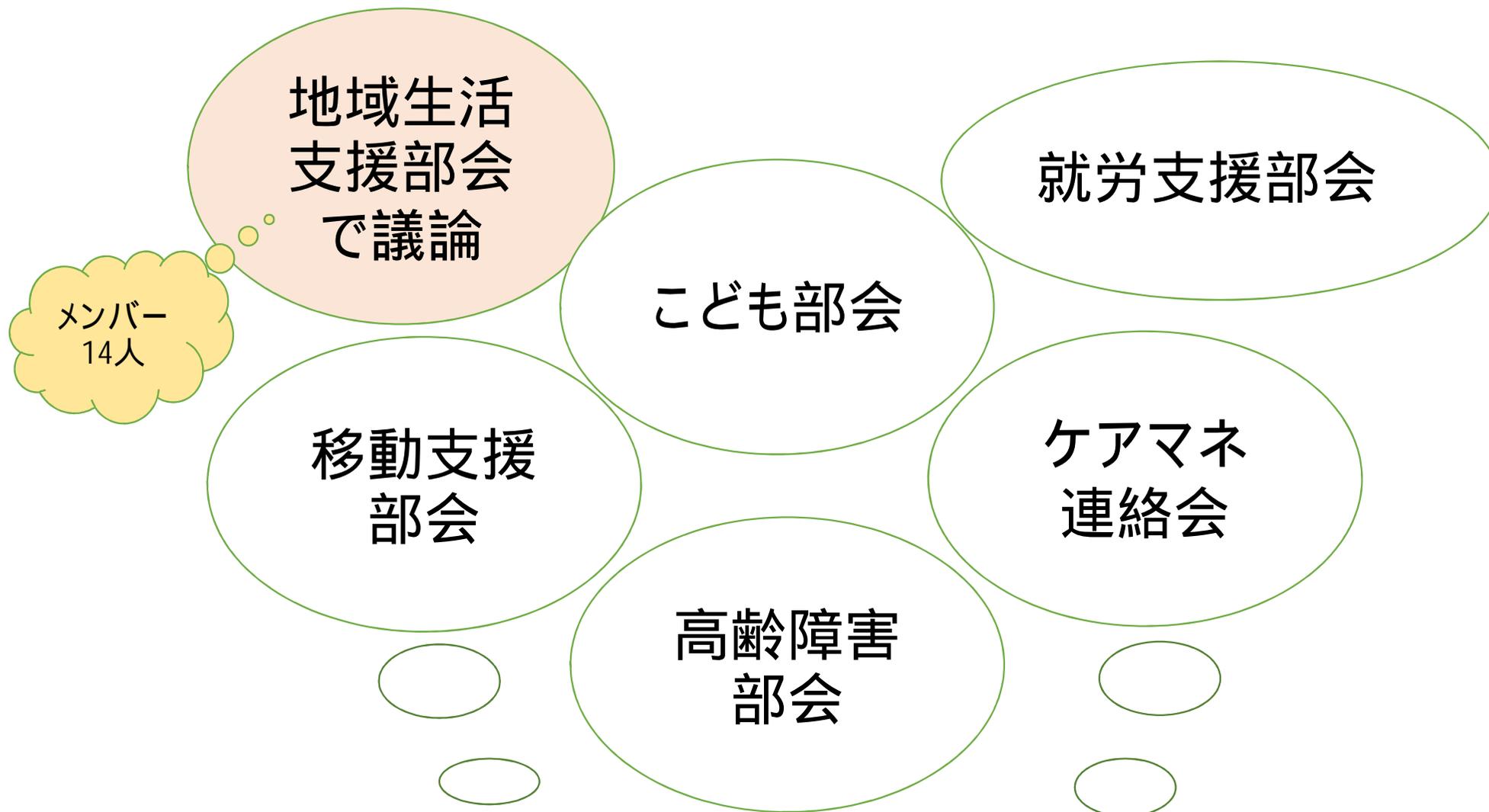
関係機関等

< 相談支援 >



個別支援会議

上越市自立支援協議会 専門部会【平成27年度】



【地域生活支援拠点整備推進モデル事業】

事業目的及び事業実施主体

【事業目的】

障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、生活支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等を整備するなど、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みや地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを目的とする。

【事業実施主体】

新潟県上越市

【地域生活支援拠点整備推進モデル事業】

事業の概要

【事業期間】

平成27年7月1日～平成28年3月31日

【事業内容】

上越市自立支援協議会の地域生活支援部会を中心に「地域生活支援拠点」に求められる機能やエリアの検討、整備パターン等について方向付けを行う。

- ・当市における「地域生活支援拠点」に求められる機能等の検討
- ・先進地視察
- ・有識者による研修会の開催
- ・具体的な「地域生活支援拠点」のエリアと実施事業者の検討

【地域生活支援拠点整備推進モデル事業】

事業内容

【準備委員会等の開催実績】

- ・地域生活支援部会 11回開催

【関係者への研修】

- ・「地域生活支援拠点等整備推進」に係る研修会の開催
講師：厚生労働省 障害福祉専門官

【その他地域生活支援拠点等の立ち上げ準備に必要な事業】

- ・先進地視察研修
のぞみの郷高社(長野県中野市)、重度・高齢グループホーム「そら」(北海道札幌市)、
自閉症者自立支援センター「ゆい」(北海道札幌市)

拠点整備に伴う必要な支援

- ・重度身体障害のある人のすまい
- ・強度行動障害の人の支援
- ・医療行為が必要な人への支援
- ・あんしん生活支援事業の充実
- ・重い精神障害のある人への見守り
- ・短期入所の確保

面的整備型

多機能拠点施設整備

住まい

- ・バリアフリー対応
- ・特別浴槽等の整備
- ・行動障害に配慮された設備（空調、壁材、床材、防音等）
- ・看護師の配置、もしくは訪問看護の活用
- ・重度障害者へのヘルパー派遣特例（区分4以上で行動援護、重度訪問介護対象者）の活用
- ・通所施設の併設
- ・グループホーム整備（障害特性を考慮したグループホーム）

短期入所

- ・短期入所を4床以上整備
- ・緊急時短期入所事業の拡充

相談

- ・計画相談、地域定着
- ・広域をカバーするための相談支援機能
- ・あんしん生活支援事業の機能強化

緊急対応

- ・あんしん生活支援事業（あんしんコールセンター）
- ・緊急時対応短期入所の整備

人材（確保）

- ・常勤看護師の配置や訪問看護の実施など医療機関との連携

体験

- ・拠点グループホーム併設型に体験の場

その他必要な支援

- ・拠点に特化した補助事業創設への国への要望

住まい

- ・地域定着支援の充実（即対応できる支援体制）
- ・重度の精神障害のある方を受け入れ可能なグループホームの整備
- ・地域定着支援をグループホーム利用者にも活用できる仕組み

人材（確保）

- ・強度行動障害支援者
- ・緊急対応特別支援チーム（拠点周辺の関係者で編成）

【多・面】共通する人材（育成）

- ・専門的な支援を行うための実習の受け入れ（OJT）
- ・研修の実施（強度行動障害、嗜痰吸引など）
- ・地域資源を活用した専門的な研修

緊急対応

- ・あんしん生活支援事業の機能
- ・各法人がそれぞれ新規に短期入所を開設

短期入所

- ・介護保険の短期入所の積極的な活用

相談

- ・定期的な連携会議（ケアマネ連絡会など）

体験

- ・一人暮らしの体験の場

その他必要な支援

- ・地域のお茶の間の場

上越市地域生活支援拠点等の整備(多機能拠点整備型 + 面的整備型)モデル

居住支援の機能を持つ事業所が地域と連携し、地域で障害のある人を支える。



上越市の地域生活支援拠点等整備の 今後の方向性について

【拠点等の設置方針（案）】

拠点等の整備手法

市内の実情を踏まえ、複数の障害福祉事業所等で連携を図る「面的整備型」を基本としながら、人口が多い市街化区域等においては、1か所に拠点等の必要な機能を集約した「多機能拠点整備型」も整備することとし、市全体の状況を踏まえながら、障害のある人が地域で安心して生活するための拠点整備を進めていく。

「多機能拠点整備型」 + 「面的整備型」

【拠点等の設置方針（案）】

拠点等に必要な機能

| 区分 | 多機能拠点及び面的整備の必要な機能 | 現在ある機能 |
|--------------|---|--|
| 相談 | 相談支援事業所におけるコーディネーターの配置 常時連絡体制を確保しながら緊急時に対応できる 相談支援 | <ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業所（24時間対応） 1か所 （市委託）あんしん生活支援事業 1か所 |
| 緊急時の受け入れ・対応 | 常時受入体制を確保しながら緊急時に受入対応できる短期入所 | <ul style="list-style-type: none"> （市委託）あんしん生活支援事業 1か所 （市委託）障害者緊急短期入所用居室確保事業 1か所 |
| 体験の機会・場 | グループホームや日中活動系サービス事業所等での体験利用機能 | <ul style="list-style-type: none"> グループホーム 37か所 生活介護 9か所 就労継続支援B 19か所 など |
| 専門的な人材の確保・養成 | 専門的な対応を行うことができる体制の確保（医療的ケア、強度行動障害など） <ul style="list-style-type: none"> 看護師の配置 強度行動障害支援者養成研修修了者の配置 現在、上記機能がない場合は研修会を受講し、早期の体制確保に努めること | 【研修会】 <ul style="list-style-type: none"> （県主催）強度行動障害支援者養成研修 （市主催）強度行動障害支援者研修 （県主催）喀痰吸引研修 |
| 地域の体制づくり | 相談支援事業所におけるコーディネーターの配置 コーディネーターとなる相談支援専門員が中心となり、他のサービス事業所等と連携し、支援困難事例や地域課題等の検討や情報共有等を行う機能 | <ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会専門部会 ケアマネ連絡会 放デイ連絡会 など |

< 参考 > 上越市委託事業

障害者緊急短期入所用居室確保事業

【対象者】

- ・ 障害児及び障害者
- ・ 虐待等で一時保護が必要な人

【実施内容】

- ・ 1年間を通して短期入所1室確保
- ・ 自宅で介護する人が、緊急的な事情等により介護できない場合に短期入所の受入れを行う。
- ・ 虐待を受けた障害者の安全確保のため、一時保護を行う。

あんしん生活支援事業

【対象者】

- ・ 18歳未満の子ども
- ・ 18歳以上の障害者（障害疑い含む）
- ・ 要介護認定を受けている人

【実施内容】

- 24時間365日対応可能な相談窓口の設置やショートステイでの受入れ
- ・ 緊急相談の受付
 - ・ 緊急時ショートステイ
 - ・ 緊急時ヘルパー派遣

課題と今後の予定

【課題】

- ・拠点の設置方針等について、市内の社会福祉法人や関係団体等との合意形成を図りながら進める必要がある。
- ・看護師や強度行動障害支援者養成研修修了者等の専門的な人材の確保が難しい。

【今後の予定】

- ・市内の社会福祉法人等と拠点等の設置方針について協議を行う。
- ・拠点等の設置方針に基づく拠点等となる事業所を決定



ご静聴誠にありがとうございました。